

「電力系統出力変動対応技術研究開発事業」基本計画

スマートコミュニティ部

1. 研究開発の目的・目標・内容

(1) 研究開発の目的

① 政策的な重要性

今後のエネルギー政策として、再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原子力発電の依存度を低減させることが政府の目標として掲げられている。

また、平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」には、再生可能エネルギーの導入を最大限加速させるとともに、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発を着実に進めることが記載されている。

再生可能エネルギーの導入を最大限加速させるという政府目標を達成するためにも、再生可能エネルギー、特に風力発電を大量に電力系統に連系した際に、発生することが予想される電力品質や系統運用上の技術的な課題を明らかにし、課題解決策を短期および中長期に分けて確実に実施していくことが必要である。

② 我が国の状況

風力発電の連系可能量に余裕がない地域では、風況が良く風力発電の適地であるにも係わらず、系統連系が出来ない状況となっている。風力発電などの変動電源を大量に電力系統に導入するためには、系統強化や蓄エネルギー設備の併設が必要となるが、いずれの対策も高コストもしくは長期の対策期間が必要となり、最終的に国民負担の増大に繋がる。それを回避するためには、現状の設備を最大限活用し、追加コストを最小化するための方策を検討しなければならない。

③ 世界の取組状況

再生可能エネルギーの導入拡大が進んでいる海外では、予測技術を活用することで効率的な需給運用を指向している。

例えば、イベリア半島に位置するスペインでは、再生可能エネルギーの導入量に対して、隣国との系統連系容量が不足していることもあり、系統運用者である Red Eléctrica de España (REE) 社が再生可能エネルギーの予測・抑制等を専門に司る「再生可能エネルギーコントロールセンター (CECRE : Centro de Control para el Regimen Especial)」を設立し、需給運用計画の精度向上、効率的な調

整力の活用等に取り組んでいるが、制度面からの検討と平行して、再生可能エネルギーの大きな出力変動を精度良く予測することは重要なテーマのひとつとなっている。

④ 本事業のねらい

天候によって出力が変動する風力発電や太陽光発電は、大量に電力系統に連系された場合、大きな出力変動によって電力の安定供給に悪影響を及ぼす可能性がある。そのため、風力発電の出力変動を予測するなどの電力系統の安定運用に資する技術開発を行うとともに、需給運用面の課題を実際の電力系統にて実証することが必要である。NEDO は、平成 17 年度～19 年度に実施した「風力発電電力系統安定化等技術開発」で、ウィンドファーム発電出力予測モデルと電力系統制御エリア発電出力予測モデルを開発し、一定の成果を上げている。一方で、風力発電をはじめとする再生可能エネルギーを最大限電力系統に連系することを目的とした研究開発は現状では行っておらず、喫緊に取り組むべき課題である。

本事業では、電力の需給運用に影響を与える風力発電の急激な出力変動（以下、ランプ）に着目し、再生可能エネルギーの予測技術や出力の変動を抑制する出力制御技術を高度化させ、予測と出力制御を踏まえた需給運用の基本的な手法を確立する。

以上の取り組みによって、出力が不安定な変動電源から、出力を予測・制御・運用することが可能な変動電源に改善することで、再生可能エネルギーの連系拡大を目指す。

(2) 研究開発の目標

① アウトプット目標

- ・研究開発項目（I）「風力発電予測・制御高度化」

【最終目標】（平成 30 年度）

風力発電の大量導入を実現するために必要となる、系統運用者のランプに対応する適正な調整力確保を目的に、ランプ現象の要因分析に基づくランプ予測技術を確立する。

また、風力発電の出力変動緩和による電力系統への影響の最小化、予測誤差の補正による風力発電の計画発電を目的に、予測技術を活用しコストミニマムとなる最適な制御分担に基づいた風車制御技術と蓄エネルギー制御技術（以下、出力変動制御技術）を確立する。

風力発電のランプ予測技術では、火力発電の起動に必要となる約 6 時間先以降に発生する風力発電定格出力のエリア合計値に対する 30%以上の出力変動（継続時間 6 時間以内）をランプ現象と定義し、現行の予測モデルよりも予測精度を向上させ、大外しの最大振れ誤差を 20%以上低減させる。

なお、電力の需給運用に影響を与える出力変動は、風力発電が連系する系統容量及び電源構成によって異なる。国内では、電力の需給運用に影響を与えるほど、風力発電設備が連系されていないことから、一義的に数値目標を定めるものの、モニタリング結果や解析結果を踏まえて、上記開発目標を適宜見直すことも検討する。

【中間目標】（平成 28 年度）

風力発電のランプ予測技術では、風力発電の出力データおよび気象データのモニタリングによるランプ現象の要因分析を行い、複数のアプローチからランプ予測モデルを開発する。

出力変動制御技術では、実用化のコスト比較を踏まえ選定した蓄エネルギー技術および風車制御技術の実証設備を設計し、風力発電設備内を中心に構築する。

モニタリング結果やランプ現象の要因分析、ベンチマークテストから得られる課題を踏まえ、ランプ予測技術の開発目標および出力変動制御技術に求める制御目標を確定させる。

・研究開発項目(Ⅱ)「予測技術系統運用シミュレーション」

【最終目標】（平成 30 年度）

風力発電のランプ予測技術と出力変動制御技術に加え、再生可能エネルギーの出力予測や調整電源の最適運用手法等を総合的に組み合わせた需給シミュレーションシステムを開発し、再生可能エネルギーを最大限導入するための技術的課題とその課題解決策等を明らかにする。

また、需給シミュレーションシステム開発で得られた課題解決のための考え方を、実際の電力系統を使って検証する。

【中間目標】（平成 28 年度）

需給シミュレーションシステムでの実施内容と設計方針を確定し、再生可能エネルギーの出力予測や出力抑制を反映した需給シミュレーションシステムのプロトタイプを開発する。

また、実際の電力系統を使った検証地点を選定し、再生可能エネルギーの出力予測や出力制御、既存電源との制御を総合的に組み合わせたシステム構築のための検討を行い、実証試験に必要な設備・システムの構築を完了させる。

・研究開発項目(Ⅲ)「再生可能エネルギー連系拡大対策高度化」

【最終目標】（平成 30 年度）

平成 27 年 1 月 26 日に再生可能エネルギー特別措置法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことで、系統連系される再生可能エネルギーの年間の出力制御は年間の出力制御は、風力発電が 720 時間、太陽光発電が 360 時間、接続

可能量が超過した際の指定電気事業者制度下では無制限となった。事業者にとっては、出力制御時間よりも出力制御量が事業運営に大きく影響を与えるため、出力制御は出力に応じて行われることが望ましい。そこで、出力予測と出力把握の高度化を行い、実際の電力システムを使って検証しながら事業者間の制御量を事業者の出力比率に応じて決定する出力制御手法を開発する。

【中間目標】（平成 28 年度）

大規模発電から小規模発電まで、全ての発電設備を含めた、風力発電と太陽光発電の遠隔出力制御システムの標準化を実施する。

また、遠隔出力制御システムの実証試験に必要な設備・システムの構築を完了させる。

② アウトカム目標

最小の出力変動への対応で、最大の再生可能エネルギーを受け入れることができる電力システムの姿を需給シミュレーションシステムによって示すことで、政府が掲げる 2030 年における再生可能エネルギーの大量導入の実現を目標とする。

③ アウトカム目標達成にむけての取り組み

再生可能エネルギーの導入拡大に向けた本成果の普及に向け、出力予測技術と出力変動制御技術を風力発電設備の系統連系要件化、需給シミュレーションシステムや遠隔出力制御システムの実用化に向けて開発成果を公開する。

(3) 研究開発の内容

上記目標を達成するために、以下の研究開発項目について、別紙の研究開発計画に基づき研究開発を実施する。

【委託事業】

- ・ 研究開発項目（Ⅰ） 「風力発電予測・制御高度化」
- ・ 研究開発項目（Ⅱ） 「予測技術系統運用シミュレーション」
- ・ 研究開発項目（Ⅲ） 「再生可能エネルギー連系拡大対策高度化」

本研究開発は、実用化まで長期間を要するハイリスクな「基盤的技術」に対して、産学官の複数事業者が互いのノウハウ等を持ちより協調して実施する研究開発であり、委託事業として実施する。

2. 研究開発の実施方式

(1) 研究開発の実施体制

本研究開発は、NEDO が、単独ないし複数の企業、大学等の研究機関（原則、国内に研究開発拠点を有していること。ただし、国外企業等の特別な研究開発能力、

研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点からの国外企業との連携が必要な場合はこの限りではない) から公募によって研究開発実施者を選定し実施する。

なお、各実施者の研究開発能力を最大限に活用し、効率的かつ効果的に研究開発を推進する観点から、必要に応じて、NEDO は第三者である外部専門家をアドバイザーとして選定し、各実施者は客観的立場からの技術的助言を受けそれぞれの研究テーマについて研究開発を実施する。

(2) 研究開発の運営管理

研究開発全体の管理・執行に責任を有する NEDO は、経済産業省及び研究開発実施者と密接な関係を維持しつつ、本研究開発の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。具体的には、必要に応じて外部有識者による技術検討委員会等を設置し、開発内容について審議し、その意見を運営管理に反映させる。

① 研究開発の進捗把握・管理

NEDO は、研究開発実施者と緊密に連携し、研究開発の進捗状況を把握する。また、外部有識者で構成する技術検討会を組織し、定期的に技術的評価を受け、目標達成の見通しを常に把握することに努める。

② 技術分野における動向の把握・分析

NEDO は、プロジェクトで取り組む技術分野について、内外の技術開発動向、政策動向、市場動向等について調査し、技術の普及方策を分析、検討する。なお、調査等を効率的に実施する観点から委託事業として実施する。

3. 研究開発の実施期間

- ・研究開発項目(Ⅰ) 「風力発電予測・制御高度化」と研究開発項目(Ⅱ) 「予測技術システム運用シミュレーション」

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とする。

- ・研究開発項目(Ⅲ) 「再生可能エネルギー連系拡大対策高度化」

平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間とする

4. 評価に関する事項

NEDO は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、成果の技術的意義並びに将来の産業への波及効果等について、プロジェクト評価を実施する。評価の時期は、中間評価を平成 28 年度(項目Ⅲは除く)、事後評価を平成 31 年度に実施する。また、中間評価結果を踏まえ必要に応じ研究開発の加速・縮小・中止等見直しを迅速に行う。なお、評価の時期については、当該研究開発に係る技術動向、政策動向や当該研究開発の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直すものとする。

5. その他重要事項

(1) 研究開発成果の取扱い

① 成果の普及

本研究開発で得られた研究成果については NEDO、委託先とも普及に努めるものとする。

② 標準化施策等との連携

得られた研究開発の成果については、標準化等との連携を図るためデータベースへのデータ提供、標準案の提案等を積極的に行う。

③ 知的財産権の帰属

委託研究開発の成果に関わる知的財産権については、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第 25 条の規定等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDO は、研究開発内容の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、評価結果、研究開発費の確保状況、当該研究開発の進捗状況等を総合的に勘案し、達成目標、実施期間、研究開発体制等、基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本プロジェクトは、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」第 15 条第 1 号イに基づき実施する。

6. 改訂履歴

(1) 平成 26 年 3 月、基本計画制定。

(2) 平成 27 年 3 月、研究開発項目(Ⅲ)「再生可能エネルギー連系拡大対策高度化」を追加。

(3) 平成 28 年 3 月、研究開発項目(Ⅲ)「再生可能エネルギー連系拡大対策高度化」に太陽光発電に係る記述を追加。NEDOの法人形態の変更を反映。